

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への融資メニュー

	東京都			国			多摩市	
メニュー	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	新型コロナウイルス感染症対応緊急借換	危機対応融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	特別貸付＋特別利子補給制度	セーフティネット貸付	中小企業者支援資金 (中小企業者対象)	小規模企業者支援資金 (小規模事業者対象)
融資対象	最近3ヶ月の売上実績又は見込みが直近同期と比較して5%以上減少	売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者(借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付き融資)	売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の市の認定を受けた事業者	最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少	新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った中小企業者のうち以下の要件を満たす方 ①個人事業主:要件なし ②小規模事業者:売上高▲15%減少 ③中小企業者:売上高▲20%減少	売上高が5%以上減少といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象	・法人にあつては、本店所在地が多摩市内にあり、引き続き1年以上事業を営んでいること ・個人にあつては、多摩市内に1年以上居住し、引き続き1年以上事業を営んでおり、住民登録されている20歳以上の者	・法人にあつては、本店所在地が多摩市内にあり、引き続き1年以上事業を営んでいること ・個人にあつては、多摩市内に1年以上居住し、引き続き1年以上事業を営んでおり、住民登録されている20歳以上の者
資金使途	運転資金 設備資金	運転資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	同左	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
融資限度額	2億8000万円 (無担保8千万円)	2億8000万円 (無担保8千万円)	2億8000万円 (無担保8千万円)	中小事業3億円 国民事業6,000万円	同左	中小事業7.2億円 国民事業4,800万円	2,000万円	2,000万円
融資期間	運転資金10年以内 (据置2年以内を含む) 設備資金15年以内 (据置3年以内を含む)	運転資金10年以内 (据置2年以内を含む)	運転資金10年以内 (据置2年以内を含む) 設備資金10年以内 (据置2年以内を含む)	運転資金15年以内 (据置5年以内を含む) 設備資金20年以内 (据置5年以内を含む)	同左	運転資金8年以内 設備資金15年以内	7年以内(据置6ヶ月以内)	7年以内(据置6ヶ月以内)
融資利率	1.7%～2.4%以内 (責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内)	1.7%～2.2%以内 (責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内)	1.5%～2.0%以内	当初3年間は基準金利から▲0.9% 中小事業(1.11% → 0.21%) 国民事業(1.36% → 0.46%) (利下げ後限度額 中小事業1億円、国民事業3,000万円)	当初3年間利子補給を行うことで、実質的な無利子化	中小事業1.11% 国民事業1.91%	1.975% (利子補給1%、本人負担0.975%)	1.975% (利子補給1%、本人負担0.975%)
信用保証料補助	全額補助	全額補助	全額補助				半額補助	半額補助
問い合わせ先	東京都産業労働局金融部金融課 042-5320-4877			日本政策金融公庫 0120-154-505	中小企業金融相談窓口	日本政策金融公庫 0120-154-505	多摩市市民経済部経済観光課 042-338-6830	

セーフティネット保証関係

	東京信用保証協会		
メニュー	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証 危機関連
保証要件	突発的な災害による地域指定(売上が前年同月比▲20%以上減少)	業況の悪化している業種(売上が前年同月比▲5%以上減少)	危機関連保証:全国全業種を対象(売上が前年同月比▲15%以上減少)
保証額	一般枠と別枠で最大2.8億円 で借入債務の100%保証	一般枠と別枠で最大2.8億円 で借入債務の80%保証	4号及び5号と別枠で最大2.8 億円で借入債務の100%保証
申請先	多摩市市民経済部経済観光課 042-338-6830		
問い合わせ先	東京信用保証協会八王子支店 042-646-2511		